

若狭ネット

号 外 2021年 8月31日

発 行: 若狭連帯行動ネットワーク

連絡先 ●福井: 〒915-0035 越前市入谷町

13-20 山崎方 TEL 0778-27-8621 ●大阪: 〒583-0007 藤井寺市林5-8-20-401 久保方 TEL 072-939-5660
e-mail dpmz005@kawachi.zaq.ne.jp ●若狭ネット資料室(長沢室長): 〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105
TEL 072-269-4561 e-mail ngsw@oboe.ocn.ne.jp ホームページ <http://wakasa-net.sakura.ne.jp/www/>

「トリチウム汚染水海洋放出」方針を撤回させよう！ 福島県民大集会提起の署名を広げ、東電と政府に鉄槌を！

菅政権は2021年4月13日、「福島第一原発トリチウム汚染水海洋放出」の基本方針を決定し、2年後の実施に向けた準備を進めています。この方針決定は当初、昨年10月末に計画されていましたが、海洋放出反対署名が短期間に44万筆超(昨年11月初)も集約され、4～10月に7回開催された「関係者の御意見を伺う場」でも反対意見が非常に強かったため、延び延びになっていたのです。

今回の方針決定は、余りにも唐突で強引であり、署名や関係者の反対意見に込められた福島県民と国民の声を踏みにじるものです。この暴挙に対し、福島県漁連をはじめ農林水産業者が直ちに一齐に、改めて反対の声を上げ、36市町村議会も反対、撤回、懸念の意見書を相次いで採択しています。全国漁業連合会も「絶対反対」を貫いています。この緊迫した事態を受け、7月には「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会が海洋放出方針の再検討(撤回)を求める署名を提起し、全国に協力を呼びかけました。昨年の44万海洋放出反対署名に続く第2弾の署名呼びかけです。7月26日には脱原発福島県民会議など8団体が「トリチウム汚染水海洋放出方針決定」の撤回を求めて対政府交渉を行いました。ところが、政府は聞く耳を全く持たず、8月24日に「当面の対策」を取りまとめ、東京電力もこれに呼応して8月25日に「検討状況」を公表したのです。

私たちは、(1)「関係者の理解なし」の海洋放出は言語道断、(2)ロンドン条約にも国内法(線量告示)にも違反、(3)「30～40年海洋放出継続」より「高濃度水埋設・低濃度水100年保管」を、(4)東電と政府は事故責任を認め、汚染水対策破綻を謝罪せよ、(5)農林水産業の再生をこれ以上妨害しない事故処

「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」(2015.9)

廃炉・汚染水対策チーム(チーム長は経済産業大臣)
東京電力福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン及び地下水ドレン以外の水は混合しない
(希釈は行わない)。

運用目標を満たしていない一時貯水タンクの水は排水しない。<運用目標(主要4核種)>

セシウム134	1	ベクレル/リットル
セシウム137	1	ベクレル/リットル
全ベータ	3(1)	ベクレル/リットル
トリチウム	1,500	ベクレル/リットル

「ALPS 処理水は貯留する」との東電回答

平成27年8月25日

福島県漁業協同組合連合会代表理事会長野崎哲様

東京電力株式会社代表取締役社長廣瀬直己

東京電力(株)福島第一原子力発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書に対する回答について

漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。

「ALPS 処理水放出は決めていない」政府回答

第6 回廃炉・汚染水対策福島評議会(2015.1.7)

○糟谷敏秀 関係者の方の理解を得ることなくして
いかなる処分もとることは考えておりません。

図1. 「汚染水は希釈しない・排出しない」との運用方針と「ALPS処理水は排水しない」との東電・政府の約束

理策を、との観点から、改めてトリチウム汚染水海洋放出に反対し、海洋放出方針の撤回を求め、緊急署名に全面的に協力します。国民の心情とかけ離れた菅政権の「説明なき政策押しつけ」をこれ以上許してはなりません。皆さんもぜひご協力ください。

(1)「関係者の理解なし」の海洋放出は言語道断

今回の方針決定の最大の問題点は、何よりもまず、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と

の東電と政府の約束を一方的に破棄しながら、関係者に一切説明しないことです。それどころか、この約束自体に触れることを避け、約束などなかったかのように振る舞っているのです。現に、この約束についての記述は、「基本方針」(廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」, 2021.4.13)にも、「取りまとめ」(ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」, 2021.8.24)にも、東電の「検討状況」(東京電力「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況【概要】」ほか, 2021.8.25)にも全くありません。唯一、「ワーキンググループ等で頂いた主な御意見」の一つとして『理解を得るまで放出しない』とした福島県漁連への回答と、基本方針の決定との関係を説明すべき。』という意見が例示されたものの、紹介に留まり、「説明」は一切ありません。これは、「取りまとめ」の前段として廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局の示した資料ですが、「回答(約束)」があったことを認めた上で、それを完全に無視したと言えます。

菅総理は方針決定1週間前の4月7日、漁業者と面談しましたが、岸宏全漁連会長は「(海洋放出に)反対です。それは変わらない。いささかも変わるものではない」と断固反対の強い意志を改めて示し、野崎哲福島県漁連会長も「どのようなことがあっても、地元を中心にした漁業の継続が福島県の漁業者の統一した意志なので、それを明確にしたい」と強調しています。昨年の御意見を伺う場でも、全く同じ主張を述べ、「風評対策として要望することは？」と問われて「海洋放出しないことに尽きる」と返しています。にもかかわらず、菅総理は面談後の記者会見で、「近日中に判断したいと思う。福島県の皆さんには、そういう「海洋放出には断固反対」の意見が多いことは認識している。いずれにしても、風評被害は最小限にする努力は絶対に必要だと思う。」と何食わぬ顔で答弁し、海洋放出の方針を決定し、約束違反については一切説明しないのです。

約束を破り、運用方針に違反しながら開き直った

トリチウム汚染水の海洋放出は、①「トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンは、希釈しない、排水せずタンクに貯留する」との運用方針に違反します。また、②「ALPS処理水は関係者の理解なしにはいかなる処分もしない」との東電・国の約束に違反します。

とくに、①の「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」は、東電・政府からの強い要請を受け、県漁連など福島県側が苦渋の決断で、2015年9月に受け入れたものです。当時、農林水産物に含まれるセシウムなどの放射能レベルは、下図のようにほとんどが基準値の100Bq/kgを下回り、明るさが見え始めたときでした。それでも、原発建屋周辺から汲上げた地下水を放出するわけですから、たとえ運用目標の濃度未満のもののみ放出するとしても、影響は免れません。強い反対の声があったものの、「建屋への大量の汚染水流入を止めるためには仕方がない」と泣く泣く、苦渋の決断で受け入れたのです。この運用方針に従って、トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超える6.5万トンの地下水ドレン水がタンクに貯められています。125万トンの貯留量の5%強を占めます。

ところが、経産省は7月26日の交渉で「地下水ドレンはALPS処理水とは別物」と主張し、「タンク貯蔵水をALPSで処理した後は運用方針に従う必要はなく、

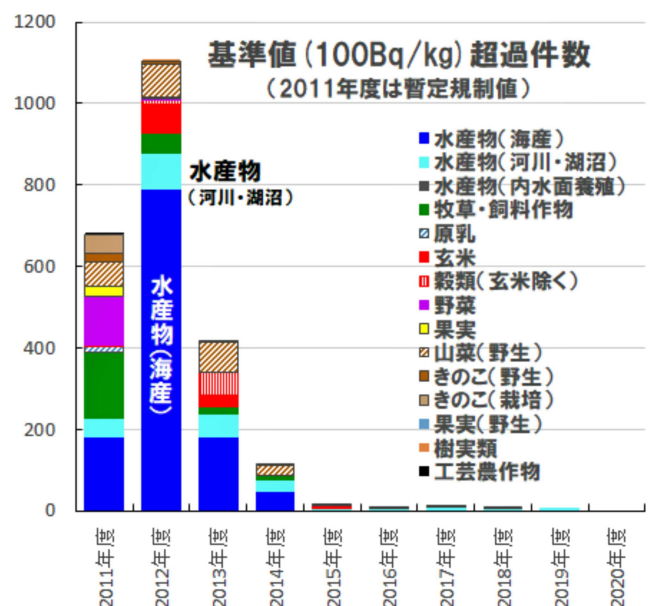


図2. 福島県農林水産物の放射能検査結果の推移

希釈・排出できる」と言い張り、①の運用方針を骨抜きにしたのです。②の約束についても、「放出までの期間を利用して理解を得る」と主張し、約束違反であることを認めず、「理解が得られていなくても希釈・海洋放出方針は決定できる」、さらに、「放出までに理解を得るよう努めるが、理解が得られなくても放出できる」との中身にすり替えたのです。それは、8月24日と25日に出示された政府の「取りまとめ」と東電の「検討状況」で一層はつきりしました。これらのどこにも「放出までの期間を利用して理解を得る」との文言はなく、その代わりに「農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただく」としているのです。「理解を得る」とは「同意を得る」ことであり、同意権や拒否権に通じます。約束違反に至った「背景や経緯」について知る＝「理解を深める」とことは全く違います。「関係者の同意なしには処分しない」との約束を「なぜ破るのか」、「緊急避難的に約束を破らねばならない切迫した状況があるのか」について一切説明せず(できず)、「決定の背景や検討の経緯等」の「説明」でお茶を濁そうというのです。一方的な約束違反と押しつけは断じて許せません。

(2) ロンドン条約にも国内法(線量告示)にも違反

トリチウム汚染水の海洋放出決定は、約束違反であるだけでなく、ロンドン条約違反であり、国内法令違反でもあります。

東電の「検討状況」によれば、トリチウム汚染水の海洋放出の方法として、これまで検討してきた福島第一原発5・6号機放水口から港湾外へ海洋放出する案をとりやめ、図3のように、海底岩盤を掘削して直径2.5mの海底トンネルを造り、図3右上図のように約1km沖合の放出口から海洋放出する案へ変更しています。希釈用の海水は図3中央下部の5号機取水口から港湾外の海水を取り込み(港湾内の海水と混合しないよう仕切堤を設置)、海拔2.5mに設置された海水管(ヘッダー管)にトリチウム汚染水を直接注入して希釈し、放水立坑に一旦貯留して濃度を確認した後、海底トンネルを通して約1km沖合から海洋放出するというものです。

事故前は、5・6号機取水口から港湾内の海水を取り込み、復水器冷却後の温排水を5・6号機排水口から港湾外へ海洋放出していました。その際、運転に伴う低濃度トリチウムが混入されてはいたものの、

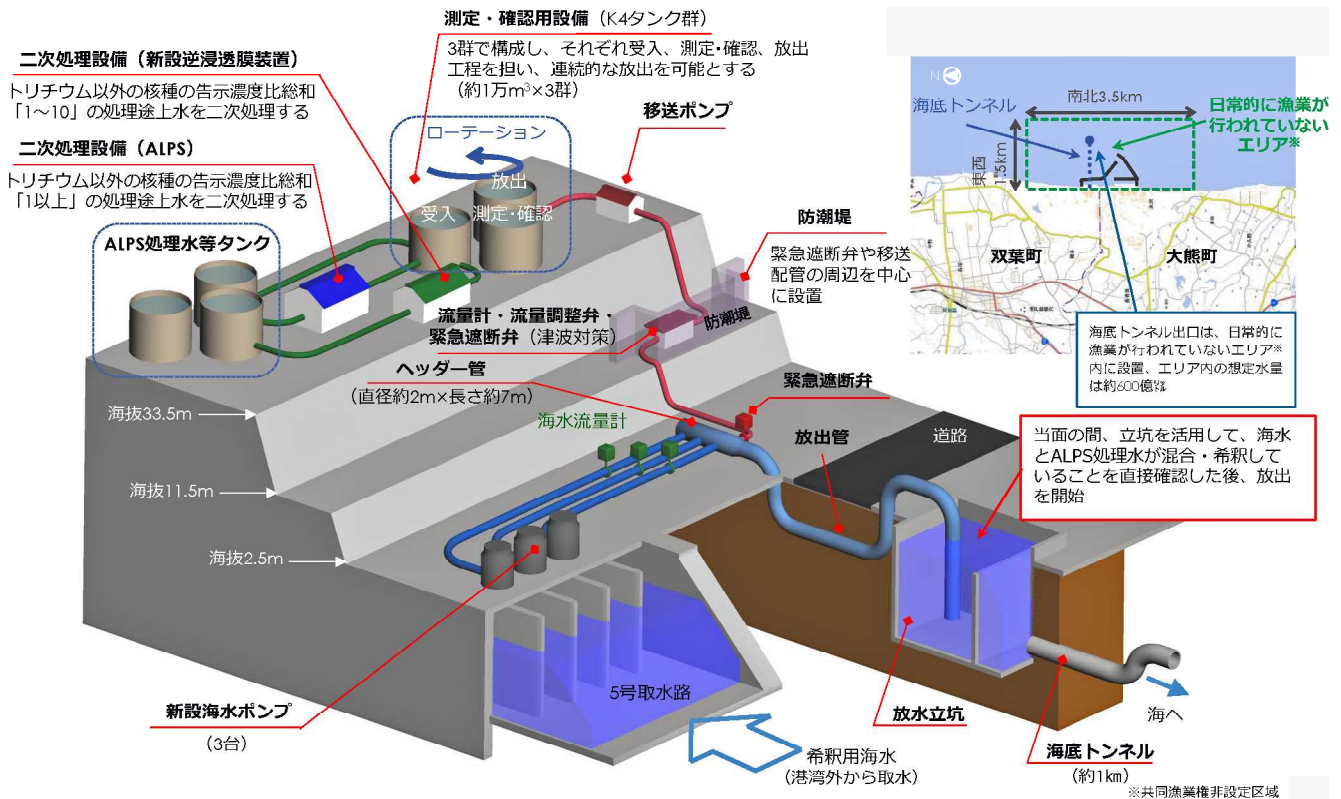


図3. 東京電力による「海底トンネルを通して約1km沖合でトリチウム汚染水放出」の計画概要図(「検討状況」p.7)

その量は1基当り0.3兆Bq/年程度でした。今回のトリチウム汚染水の海洋放出では、タンク貯留水約125万トン、780兆Bqを最大22兆Bq/年で30～40年かけて放出しますので、桁違いです。しかも、現在のタンク貯留水だけでなく、今後発生する汚染水に含まれるトリチウム約81兆(東電推定最小値)ないし約1,150兆Bq(最大値)も追加放出すると想定されています。

海底トンネルからの故意の処分はロンドン条約違反

つまり、原発の通常運転に伴う低濃度トリチウムを温排水に混入させて排出するのとは異なり、福島第一原発の事故処理で発生し、陸上で保管してきたトリチウム汚染水を「海底トンネルという人工海洋構築物を作って故意に海洋処分」するものであり、ロンドン条約違反だと言えます。ロンドン条約では、「廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること」を「投棄」と定め、「船舶等の通常の運用に付随して発生する廃棄物その他のもの」以外は、「故意の海洋処分」＝「投棄」が禁止されています。トリチウム汚染水の海洋放出は明らかに、「船舶等の通常の運用とは無関係な放射性廃棄物等の故意の処分」に該当し、禁止されているのです。

もっとも、「海底トンネルはパイプラインに相当し、投棄の禁止対象となる人工海洋構築物ではない」との反論もあり得ます。しかし、1996年ロンドン議定書の第七条では、「内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる」とされています。つまり、内水に当たる福島第一原発5・6号機放水口(当初案)または海底トンネル(現在の案)からの海洋放出はまさに「仮に海洋において処分したとすれば投棄となり得るもの」であり、日本政府の裁量で禁止すべき対象となります。日本政府はロンドン条約に加盟して「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染を防止するために実行可能なあらゆる措置をとる

原発の運転に伴うトリチウム生成

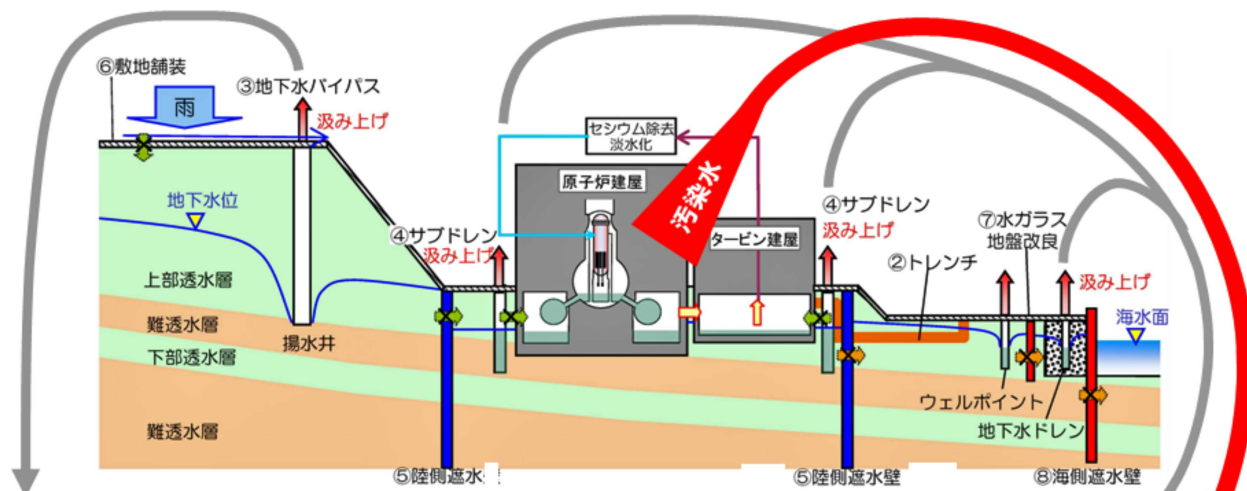
原発でのトリチウム生成源は、(ア)燃料棒の中でウランの核分裂による生成(0.2～0.4%の割合で起こる三体核分裂)、(イ)制御棒(BWRとPWR)や冷却水中のボロン(PWRのみ)に含まれるボロン10の中性子吸収による生成、(ウ)一次冷却水中の存在比0.015%で含まれる重水素の中性子吸収による生成の3通りですが、トリチウム生成量は(ア) ≫ (イ) > (ウ)の順で小さくなり、通常原発では、(ア)は他の核種と共に燃料棒中に閉じ込められているため、事故でもない限り(再処理工場では人為的に燃料棒を剪断する)、冷却水中へ溶け出すことはありません。

事故発生時に福島第一原発1～3号炉核燃料に含まれていたトリチウム量は3,400兆Bqと推定され、2020年12月末現在のタンク貯留水125万m³には約780兆Bq、62.4万Bq/Lの濃度で含まれる一方、事故前5年間の国内原発56基の運転時放出トリチウム量は1基当り平均約6.8兆Bq/年にすぎず、(ア)と比べて2～3桁少ないのです。これは生成源(イ)・(ウ)によるもので、加圧水型原発では冷却水のボロン濃度で核反応を制御しているため(イ)のトリチウム生成量が比較的多く、1基当り18～87兆Bq/年になる一方、沸騰水型原発では、冷却水にボロンを溶け込ませていないため1基当り0.02～2.0兆Bq/年と極めて少ないのです。福島第一原発1～3号炉では1基当り0.30兆Bq/年にすぎませんでした。

100万kW級沸騰水型原発では復水器冷却用海水が温排水として約600万トン/日が排出されていますので、放出トリチウム量がすべて温排水に溶け込まれると仮定すれば、0.20Bq/L(設備利用率70%と仮定)にしかならず、自然に存在するトリチウム濃度とほとんど変わりません。ところが、今回のトリチウム海洋放出では平均62.4万Bq/Lから400倍以上薄めて1,500Bq/L未満にし、最大22兆Bq/年で放出するというのですから、事故前の福島第一原発1～3号炉からの放出量(0.20Bq/L、3基計0.91兆Bq/年)とは桁違いです。

また、東電や政府は地下水バイパスやサブドレン及び地下水ドレンの運用目標1,500Bq/L未満で放出すると主張していますが、実際のトリチウム放出量は、地下水バイパスで134Bq/L、0.012兆Bq/年、サブドレン及び地下水ドレンで685Bq/L、0.13兆Bq/年にすぎず、桁違いに少ないのです。(図4参照)

トリチウム汚染水の海洋放出は、地下水バイパスやサブドレン水等とは桁違い！



地下水バイパス 65万m³、0.087兆Bq

(2014.5.21排水開始～2021.6.25に378回排水、平均134Bq/L)

サブドレン水等 111万m³、0.76兆Bq

(2015.9.14排水開始～2021.6.22に1,569回排水、平均685Bq/L)

最高250万Bq/L・平均62.4万Bq/L → 「平均416倍の海水で希釈し、1,500Bq/L未滿で海洋放出」を決定！

トリチウム汚染水 125万m³、780兆Bq

図4. タンク貯留水の海洋放出は地下水バイパスやサブドレン及び地下水ドレンとは桁違い

ことを誓約」したのですから、「裁量で禁止する措置」をとるべきですし、とらないとすれば、なぜとらないのかについて、国民および全加盟国に詳しく説明する義務があるはずです。

仮に、「投棄」または「故意の海洋処分」を検討することができる場合であっても、ロンドン議定書附属書二では、「陸上での処分」などについて適切な検討が行われたことを証明」するよう求め、「許可を与える当局は、人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は均衡を失する費用を伴わずに廃棄物を再使用し、再生利用し、又は処理するための適当な機会が存在すると判断する場合には、廃棄物その他の物の投棄の許可を拒否するものとする。」と定め、「一定の状況の下で投棄を認めることは、投棄の必要性を低減するための更なる試みを行うこの附属書に基づく義務を免除するものではない。」と釘を指しています。この観点からも、トリチウム汚染水の陸上での濃度別処分法、すなわちリスク低減のための高

濃度トリチウム汚染水の固化埋設と低濃度トリチウム汚染水のタンク保管について検討し直すべきです。

ちなみに、ロンドン条約では「放射性廃棄物その他の放射性物質」の海洋投棄は、「その形態及び状態の如何」を問わず、「希釈する、しない」に関わらず、放射能濃度とは無関係に、一律に禁止されています。このような禁止に至ったのは、1985年第9回ロンドン条約締約国協議会議で、専門家パネルのレビュー報告に基づき、「低レベル廃棄物の投棄が環境に危険であることは示されなかったが、投棄が無害であることも証明されなかった」という一般的な合意に達したからでした。専門家パネルのレビューでは「過去の投棄による、海底の海洋生物の被曝線量増加分は、自然由来の線量よりも大幅に少ないため、個体群に検出可能な影響を与えるとは考えられない」として、今回のトリチウム汚染水海洋放出で政府が主張していると同様の認識でしたが、それでも禁止されたのは、「投棄が無害であるとは証

明されなかった」という科学的事実にあります。つまり、低濃度の放射能・低レベルの放射線による生態系や人間への影響が無害であると証明することは現在の科学ではできないことを認め、将来、有害である事実が出現する可能性、あるいは有害だと証明される可能性があるとの観点に立つことを明確にしたいと言えます。政府が言うように「検出可能な影響を与えらるゝとは考えられないから海洋放出してもよい」というのではなく、「海洋投棄が無害であるとは証明できないから投棄を禁止する」としたのです。ロンドン条約で「放射性廃棄物その他の放射性物質」が「その形態及び状態の如何」を問わず海洋投棄が全面禁止された趣旨に立ち返るべきです。

トリチウム汚染水の海洋放出は国内法令に違反する

ロンドン議定書では「自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる」と定めており、仮に議定書の規定を適用しない場合でも、国内の規制措置をとる必要があります。この規制は原子力規制委員会の線量告示(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示、2015年8月31日原子力規制委員会告示第8号)によって行われており、「敷地境界線量(周辺監視区域外の線量)と液体・気体放出に伴う告示濃度限度比の総和を加えた値が1を超えない(実効線量で1mSv/年を超えない)こと」と定められています。これは、放射線審議会が「公衆の線量限度1mSv/年を担保するための規定」だと認めているところです。

実際には福島第一原発の敷地境界線量は2021年5月29日現在最大1.099 μ Sv/h(年換算9.63mSv/年)、最低0.371 μ Sv/h(年換算3.25mSv/年)であり、これ(厳密には周辺監視区域外＝敷地境界外の線量)が1mSv/年未満にならない限り、トリチウム汚染水の故意の排水は一切許されないとはいえず、それは、福島第一原発が特定原子力施設に指定されている現状でも、「厳格に遵守」されねばならないものです。この線量告示に違反する海洋放出は許されません。

これに関して、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対し

て求める措置を講ずべき事項について」(2012年11月7日原子力規制委員会決定)において、「特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。」とされていることから、線量告示の敷地境界線量は実測値ではなく、「発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量」だと主張しているようですが、第一に、この措置は「発災以降発生した追加の線量」を早期に抑止するように指示したものであって、線量告示の敷地境界線量の規定を法的に変更するものではありません。第2に、「発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量」そのものをとってみても、地下水バイパスの排水が開始された2014年5月21日の直後の2014年6月時点で同実効線量は10.06mSv/年、サブドレン・地下水ドレン等の排水が開始された2015年9月14日の直前の2015年3月時点で1.44mSv/年、直後の2015年12月時点で1.34mSv/年であり、いずれも1mSv/年を超えていて、仮に、この基準に従っても線量告示に違反しています。つまり、地下水バイパスやサブドレン・地下水ドレン等の排水を正当化する根拠は法令にはなく、法令違反ではあるけれども、建屋内へ流入する地下水の急激な増大という異常事態を抑制するための緊急避難的対応という以上のもではありません。

今回のトリチウム汚染水海洋放出計画にはこのような緊急避難的な切迫した事態は存在しません。つまり、トリチウム汚染水の海洋放出は法令違反であると共に、緊急避難的な根拠もなく、「敷地が満杯になる」との東京電力による勝手な主張をそのまま飲み込んで行われようとしている「県民無視、東電擁護の極めて悪質で安易な汚染水対策」だと言えます。現に、東電は5月27日、資機材保管用場所に貯蔵タンク23基(約3万 m^3 分)の増設計画を発表し、満杯時期も2022年秋頃から2023年春頃へ約7ヶ月間延びると説明しています。これは既設タンク群約3万 m^3 をトリチウム汚染水海洋放出のための「受入→測定・評価→放出」用タンク群(各1万 m^3)をローテーシ

オン使用するための代替措置ですが、満杯というのはウソで、タンク増設余地はあったのです。これ以外にも、汚染水が漏えいして使用禁止になったフランジ型タンクは解体予定で、東電はその広大な跡地に「燃料デブリ関連施設等の建設を予定」と主張しています。しかし、切迫した必要性も燃料デブリ取出の見通しもない現状では、「満杯」を演出するための口実としか考えられません。

「基本方針」では、「(燃料デブリの取出)作業を安全かつ着実に進めていくためには、福島第一原発の敷地を最大限有効活用する必要がある。・・・タンクやその配管設備等が、敷地を大きく占有するようになっている現状について、その在り方を見直さなければ、今後の廃炉作業の大きな支障となる可能性がある。」(p.2)としていますが、そのデブリ取出そのものを不可能にする厳しい現実が次々と明らかになっていることについては一言も言及していません。また、「原子力災害被災地域に安心して帰還・移住できる環境を整え、地域及び国民の皆様の不安を解消するためには、廃炉に向けた中長期の取組を着実に進めていく必要があります、ALPS処理水の処分についても、これ以上の先送りはできない。」(p.15)としていますが、「先送りできない」理由の具体的な説明はなく、「20mSv基準で避難指示を解除し、避難者支援を打ち切った」ことが新たな不安を生み出していることへの反省もありません。福島事故で故郷が放射能汚染され、セシウム137による汚染が今後も100年単位で続く中、空疎な安全宣伝ではなく、事故をもたらした国の責任で、放射線被曝による健康被害への医療・生活保障を健康手帳で担保することこそが「安心」をもたらすと言えるのです。

(3)「30～40年海洋放出継続」より 「高濃度水埋設・低濃度水100年保管」を

トリチウム汚染水の海洋放出には30～40年かかりますが、東京電力の「タンク群毎の放射能濃度推定値(2020年12月31日現在)」によれば、図5のように、タンク貯留中のトリチウムは、30～40年もすれば4～6割が告示濃度限度(6万Bq/L)以下へ減衰し、50年後には8割が告示濃度限度以下になります。100年

もすれば5割が1,500Bq/Lのサブドレン運用目標以下へ減衰します。この程度まで減衰すれば、「蒸発等で減容処理してトリチウム以外の核種を取出してアスファルト固化する」選択肢も可能になりますし、これ以外の選択肢も出てくると期待されます。つまり、「リスク低減が目的だ」と言い張るのであれば、高濃度の現状でバタバタと希釈して海洋放出するのではなく、タンクに貯蔵し続けるのが最も安く、安全で、リスクの少ない方法だと言えます。

また、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会では、タンク貯留水の全量を同一の方法で処理・処分することだけを検討していて、タンク水の濃度別に、固化埋設とタンク貯蔵など複数の処分法に分けて組み合わせることは全く検討していません。たとえば、120万Bq/L以上の高濃度トリチウム汚染水約30万m³について、他の核種を可能な限り徹底除去した上で、米サバンナリバーで実施するようにグラウト固化すれば、福島第一原発北側敷地内の土捨場に余裕で埋設できます。空いたタンクを追加の汚染水貯蔵に転用できます。

さらに、汚染水そのものの発生をゼロにすることも可能な段階にきています。福島県漁連などの苦渋

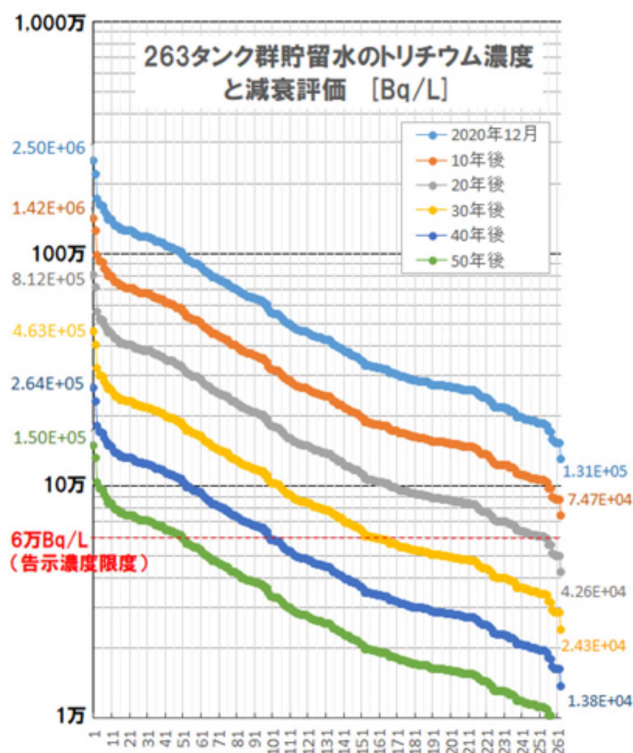


図5. 福島第一原発敷地内263タンク群貯留水のトリチウム濃度と減衰評価 (東京電力「タンク群毎の放射能濃度推定値(2020年12月31日現在)」)

の判断で同意した「サブドレン」を増強した結果、すでにタービン建屋は床面露出してタービン建屋内滞留水の処理は完了しています。原子炉建屋内滞留水の水位を下げて床面露出させれば、周囲の地下水水位を大きく下げることができ、地下水の建屋流入を阻止できる段階に来ているのです。燃料デブリの発熱量は1kW/tU程度に下がっていて、空冷可能な状態になっていますので、冷却水注入量を徐々に下げ、自然空冷へ移行すべきです。

この点について、「取りまとめ」の「【5】長期的な課題の解決に向けた対策」「②汚染水発生量の更なる抑制【経済産業省】」では、「現時点では『完全止水』を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。」(p.23)と記しています。この「原子炉建屋内滞留水の流出リスク」は回避可能です。原子炉建屋内滞留水の水位を徐々に下げ、その分だけ周囲の地下水水位をサブドレンで徐々に下げ、原子炉建屋内の床面を露出させて滞留水処理を完了し、周辺の地下水水位をさらに大きく下げれば、このリスクは消えます。その上で、大規模な土木工事で地下水の流れを変え、「完全止水」すればよいのです。

実は、このような大規模土木工事は事故直後の汚染水対策として具体的に提案されていました。それが実現していたら、これほど大量の汚染水が発生することもなかったでしょう。ところが、政府は、このような土木工事は東電の資金でやるべきで国の予算(税金)は投入できないとする一方、東電には資金余力がないため、うまくいくかどうか分からない未経験の「大規模な凍土遮水壁工事」なら研究開発予算を付けられるとして採用し、345億円の税金と33.7人Svの労働者被曝(2,200人が従事し平均15mSv超を被曝)を犠牲にして凍土遮水壁を完成させたのです。ところが、遮水効果はほとんどなく、サブドレンの増強でタービン建屋の床面露出へこぎ着けたのです。つまり、上記の「取りまとめ」は、「凍土遮水壁による

完全止水」は不可能であり、土木工事を採用しなかったのは誤りだったと認めたと等しいのです。誤った汚染水対策のために大量の汚染水が発生したのであり、そのツケをトリチウム汚染水の海洋放出として福島県民に払わせようというのは余りにも無責任であり、ひどすぎるのではないのでしょうか。

(4) 東電と政府は事故責任を認め、汚染水対策破綻を謝罪せよ

東京電力も政府も、福島事故を引き起こした責任を未だに認めていません。津波対策を怠った元東電役員3名の責任を問う東電刑事裁判では、2019年9月19日の東京地裁判決こそ無罪でしたが、裁判の中で東電による組織的な津波評価の隠蔽と対策先送りの隠された事実が暴かれ、2020年9月30日の仙台高裁生業訴訟勝訴につながり、2021年2月19日の東京高裁判決でも国の責任が認められています。東電と政府が福島事故の責任を認めない限り、福島事故は終わらないし、抜本的な廃炉・汚染水対策へ移行することもできません。ましてや、汚染水対策破綻の象徴である「トリチウム汚染水の大量タンク貯留状態」を「海洋放出で見えなくする」のは、さらなる犠牲を福島県民に強いての責任回避だといえます。

東電の責任回避は原子力損害賠償紛争解決センターによるADR(裁判外紛争解決手続き)和解案拒否となつて現れています。東電が和解案を拒否し、和解打ち切りとなった件数は図6のように、2018年以降急増しています。2017年以前は、ADR和解案打

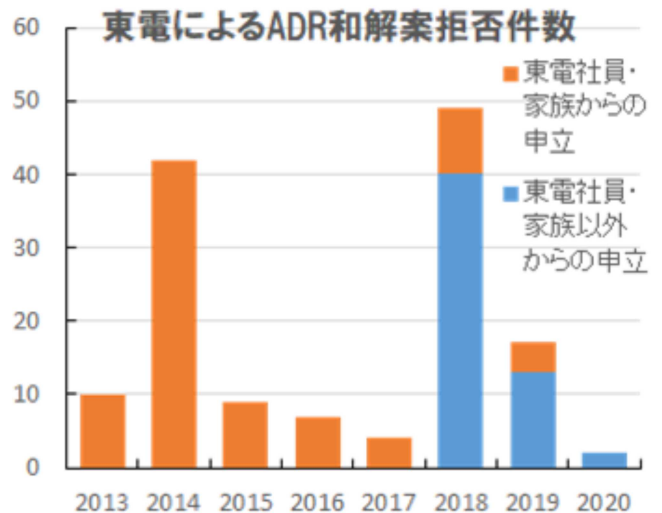


図6. 東電によるADR和解案拒否件数の推移と内訳

切対象は東電とその家族による申立だけでしたが（東電社員と言えども被害者である）、2018年以降は、東電社員とその家族以外による住民の申立が55件も打ち切られています。とりわけ、浪江町1万5千人、飯館村蕨平27世帯89人、飯館村比曽57世帯217人、川俣町小綱木179世帯556人、飯館村長泥・蕨平72世帯77人の集団ADRが2018年に相次いで打ち切られ、福島市渡利1,107世帯3,107人の集団ADRも2019年1月に打ち切られています。この問題は、国会でも再三取り上げられ、2019年2月には当時の安倍総理が「東電が誠実に対応することは当然の責務」、「経済産業省に指導させる」などと答弁し、実際に世耕弘成経産大臣（当時）が小早川智明東電社長を呼び出して直接指導を行っています。ADRを管轄する文部科学省も2020年3月に生川浩史研究開発局長名で東電に是正要請文を發出しています。しかし、東電の対応は全く変わらず、2019年4月の伊達市保原町富成地区（富沢、高成田地区）の住民約1,100人による集団ADRでは、富沢地区に限り受諾し、高成田地区は拒否するなど住民分断さえ行われています。

東電は、「①迅速な賠償のお支払い、②きめ細やかな賠償のお支払い、③和解仲介案の尊重、④親切的書類手続き、⑤誠実な御要望への対応」という「親身・親切的賠償のための五つのお約束」（2011.10.8）をし、「①最後の一人まで賠償貫徹、②迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、③和解仲介案の尊重」という「三つの誓い」（2014.1.15）を立てていますが、空約束に終わり、賠償拒否の不遜な態度をとり続けています。このような状況では、現在のADRは機能せず、「風評被害が生じた場合には、セーフティネットとして機能する賠償により、機動的に対応する」というのも空約束になると言わざるを得ません。

この背景には、第1に、2021年8月に変更認定された「第四次総合特別事業計画」で、要賠償額が7兆5,210億円（賠償見積額7兆9千億円に近づく）、除染費が4兆8,005億円（除染費見積額4兆円を超える）に達し、交付国債13兆5千億円（賠償・除染費見積額11兆9千億円＋汚染土中間貯蔵費見積額1兆6千億円）を超える可能性が出てきたこと、第2に、復興大臣のリ

ーダーシップの下、関係府省庁が総点検を行って、2017年12月12日に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」をとりまとめ、「ヒトの集団を対象とした研究では、1mSvを少しでも超える線量の被曝が、がんのリスクを増加させるという知見はない。」「ヒトの集団を対象としたこれまでの種々の調査では、100mSvを超え線量の被曝で、がんによって死亡するリスクが上昇することがわかっている」として、「100mSv未満の放射線被曝では健康影響はない」かのように主張し、「事故による放射線被曝の健康影響は証明されていない。」と断言したことがADR和解案拒否の契機となっています。その結果、復興庁担当者も「復興庁は、厚生労働省とは違って、放射線防護の立場には立たない」と公言してはばからない状態に至っています。これは、2018年7月5日交渉で、私たちが「放射線防護対策は、低線量域でも被曝線量に比例してガン・白血病などの影響が出てくるとの立場から行うもので、100mSv以下なら防護しなくてよい」というのはその立場を放棄するものだ。復興庁は「放射線防護の立場に立たないのか」と問い質したことへの回答です。政府は、このような暴言を即刻撤回し、「放射線防護の立場に立って福島県民の命と健康を守る」と宣言すべきです。これらを放置したままでは、「セーフティネットとして機能する賠償により、機動的に対応する」ことなどできるはずがありません。

さらに、柏崎刈羽原発で発覚した東電の核物質防護能力欠如と原発工事管理能力喪失の現状を踏まれば、当事者としての自覚も能力もなく漫然と廃炉・汚染水対策をやり、その結果、125万m³もの汚染水を貯留することになった責任がまず問われるべきです。東電にはトリチウム汚染水海洋放出を実行する資格も能力もないのであり、政府は海洋放出方針を即刻撤回し、陸上保管等のより現実的な方策を真剣に検討すべきです。10年経っても何ら反省もなく、まるで他人事のようにダラダラと廃炉・汚染水対策を続ける東電については、やはり破産処理してその責任を明らかにし、政府も、国の原発推進策が福島事故を招いたことを率直に認めて謝罪し、脱原発へ転換したうえで、国が前面にたって国の責任で廃炉・汚染水対策を最後まで担うべきです。

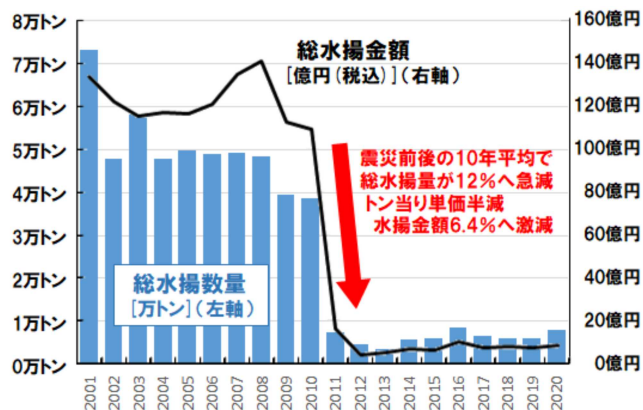
(5) 農林水産業の再生を これ以上妨害しない事故処理策を

福島県漁連がもっとも危惧するのは、トリチウム汚染水の海洋放出によって、後継者を育成できず、廃業に追い込まれる恐れです。いくら賠償金を積まれても、絶対に妥協できない一線は「漁業の現在と未来の保障」です。図7のように、福島県の海面漁業総水揚量は、事故前後10年間平均の比較で12%へ急減し、単価が半減し、水揚金額も6.4%へ激減する状況の下でも、10年間耐え抜いたのは後継者育成のためです。事故から10年を経た末に、ようやく3月末で試験操業を終え、2021年4月1日から本格操業に向けた「拡大操業」へ移行した矢先の4月13日に海洋放出が決定されたのです。

農業者も同じです。同じ被災県の岩手・宮城県で全国平均を超える産出額回復を見せたのに対し、福島県は震災前の9割までしか回復していません。消費者庁の2021年2月調査によれば、福島県産食品の購入をためらう消費者の割合は8.1%にまで下がりましたが、福島県の主要農産物価格は、米で約3%、牛肉で11%、桃で16%、全国平均を下回っています。避難指示12市町村では営農再開率が約3割に留まり、産出額も127億円で震災前の約3割の水準です。しかし、明るさも見え始めていました。日本産食品の輸入規制国・地域は最大54から15へ減り、2019年の福島県産農産物(米と桃)の輸出量は305tで過去最高を更新し、農業産出額の回復を牽引しています。日本の主要輸出先である香港・中国などは、今も福島県産の輸入規制を続けていますが、「海洋放出」決定は、福島県産農産物の国内売り上げを停滞させ、輸出量の減少を招きかねません。

東電は風評補償について、図9のように、売上高等が「風評影響がなかった場合の想定値」より「下回る」場合は「ALPS処理水放出による影響を受けている」と推認し、損害額算定へと移るとしていますが、そもそも海洋放出しなかった場合の売上高等の回復を正確に推定すること自体が不可能なのです。

福島県の農林水産事業者の怒りは、賠償目的などでは断じてありません。福島事故から10年間、厳



福島県海面漁業漁獲高統計における総水揚数量と金額の推移

図7. 事故前後10年間の総水揚数量・金額の推移

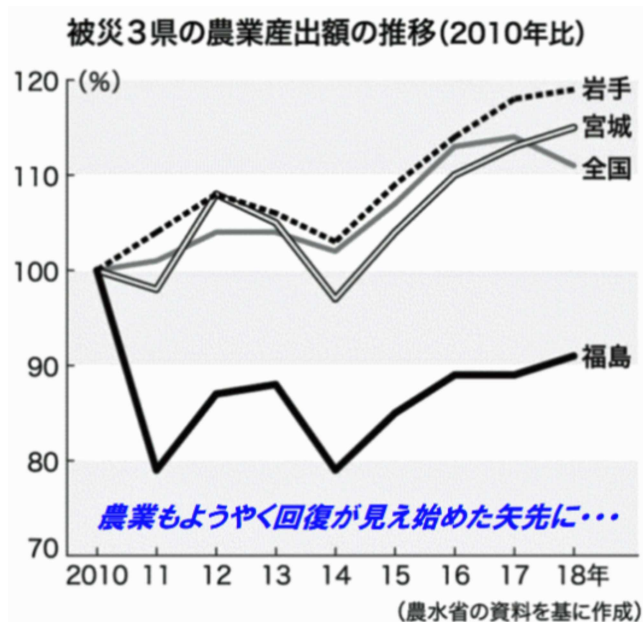


図8. 被災3県の農業産出額2010年比の推移

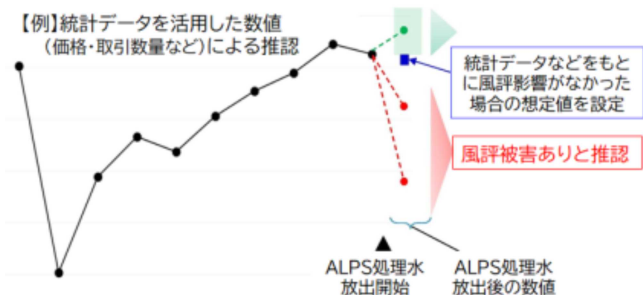


図9. 東電の「統計データによる風評被害の確認」

しい状況を耐え抜き、ようやく、次の一步を踏み出そうとした矢先に、無慈悲にも、いきなり、政府の「海洋放出」決定で殴りつけられ、踏みつけられたのです。「関係者の理解なしにはいかなる処分もしない」との約束を一方的に破って。政府と東電への福島県民の怒りと不信感爆発状態です。この怒りと不信感を私たちも共有して、海洋放出決定の再検討・撤回を求め、全国署名に取り組もうではありませんか。

8月20日「再」公開した復興庁の「ALPS処理水について知ってほしい3つのこと」・・・それは「トリチウム濃度を薄めれば海洋放出してもよい」という誤った宣伝！撤回すべきです！

若狭ネット 久保

復興庁は、作成リーフレットに登場する「トリチウムのゆるキャラ」(右のイラスト)が批判を浴び、公開を一旦中止しましたが、このようなことは過去にもありました。

それは、もんじゅ運転に向けて旧動燃がアニメの「プルト君」を登場させ、プルトニウムの平和利用や安全性を宣伝したときのことで、「プルトニウムに対する誤解を解く」という立場から、「プルトニウムは飲んだらすぐ死ぬという劇薬ではない。」「プルトニウムは皮膚から吸収されずまた水と一緒に飲み込まれても、ほとんど吸収されず、体の外に出てしまう。」「プルトニウムが原因でがんになったと断定された例はない。」「危険性が強調されがちなのは人々の知識不足によるものである。」などと解説していました。今回は「ゆるキャラ」こそ簡素な図形に変更されましたが、トリチウム汚染水の危険性を過小評価し、法令違反をものともしない内容は変わりません。



復興庁は「ALPS処理水について知ってほしい3つのこと」と題するリーフレットとYouTube映像を公開しています。これは、政府がトリチウム汚染水海洋放出を決定した4月13日当日に公開されましたが、トリチウムのキャラクター等への批判が集中して翌日に公開が一旦休止され、8月20日に再公開されたものです。(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat14/20210421171004.html>)

その構成は、「1. トリチウム(三重水素)は身の回りにたくさんあります」、「2. トリチウムの健康への影響は心配ありません」、「3. 取り除けるものは徹底的に取り除き、大幅に薄めてから海に流します」というもので、キャラクターが変更された以外は旧バージョンとほとんど変わりません。

その基本は、「トリチウム濃度を薄めれば海洋放出してもよい」というものです。本当でしょうか？

「1. トリチウム(三重水素)は身の回りにたくさんあります」・・・だから怖がることはないというのは間違い

トリチウムは「放射線を出す水素(三重水素)」であり、12.3年毎に半減します。自然界にも存在しますが、だから安全だということではありません。人為的に増やさない努力が必要なのに海に捨てるなど許されません。

公衆の被曝線量限度1mSv/年は自然レベル程度

放射線被曝はいくら低線量でも線量に応じた健康被害が生じるというのが放射線防護の基本です。

ALPS処理水とは、トリチウム以外の放射性物質が安全に関する規制基準値を確実に下回るまで多核種除去設備等で浄化処理された水のことで、

1 トリチウム(三重水素)は身の回りにたくさんあります

トリチウムは水素のなかまなので水と一体。だから、雨水、海水、水道水などにはもちろん、私たちの体の中にも存在します。(注1)

実際のトリチウム(構造)
陽子
中性子
電子
トリチウムは宇宙線により常に作られています

2 トリチウムの健康への影響は心配ありません

体内に入っても蓄積されず、水と一緒に排出されます。

トリチウムから出る放射線はとても弱いので、皮膚も通れません。
β線は、空中では5mm、水中では0.03mmしか進みません。
T→He

放射線は細胞を傷つけますが、細胞には修復機能があります。

3 目は裏面で

注1) トリチウムの量、日本で年間1発出る約2万枚のペレリ、海水や水道水(1L)〜1ペレル/リ、人体：数十ペレル
注2) トリチウムは自然放射線よりも濃度が100倍程度高くなる。水の放射線を吸い込む場合などです。
真空中に放射線を出す方法により人が受ける放射線量は、自然界から受ける放射線の10万分の1です。

復興庁のリーフレット(その1)

だから、「一般公衆の被曝線量限度は1mSv/年」と低く設定されていて、自然放射線と同程度以下なのです。自然放射線レベルでも健康影響は否定できませんので、「放射線被曝はできるだけ低く抑えるべきだ」というのが国際的な常識です。

トリチウム汚染水を陸上保管し続ければ、12.3年で半分、120年で1,000分の1へ減ります。にもかかわらず、これを今、海洋へ放出すれば、福島原発周辺

の自然界のトリチウム濃度が上がり、それによる被曝が新たに付け加えられるのです。

復興庁は、「厚生労働省とは異なり、復興庁は放射線防護の立場に立たない」と公言してはばかりません。そんな復興庁には、国民を放射線被曝のリスクから守ることなどできないのです。

「2. トリチウムの健康への影響は心配ありません」というのは、国際的なリスク見直しを無視するもの

トリチウムの放射線は「弱い」＝「無害」ではない

トリチウムは確かにベータ線という飛程の短い(短距離しか飛ばない)放射線しか出しませんが、水素と同じ性質なので、体内に取り込まれやすく、容易に細胞内の遺伝子DNAの水素と置き換わります。ベータ線の飛程は細胞の大きさと同程度なので、ベータ線の放射線エネルギーがすべて細胞内で集中的に放出・吸収されるため、DNA損傷のリスクが高まります。この点がセシウムなど強いガンマ線で全身被曝する場合との違いです。しかも、トリチウムによるDNA

損傷のメカニズムやその健康影響については科学的に未解明なところが多く、「そのリスクは今の評価より2倍以上高い」ことを示す実験結果も数多く報告され、トリチウムの生体影響評価やリスクの見直しが国連科学委員会UNSCEARや国際放射線防護委員会ICRPなどで議論されているのです。

「3. 取り除けるものは徹底的に取り除き、大幅に薄めてから海に流します」というのは、国際法違反

ロンドン条約は、薄めても放射性廃棄物投棄を禁止

日本も加盟しているロンドン条約では、「放射性廃棄物その他の放射性物質」の「投棄」＝「故意の海洋処分」をその濃度によらず一律に禁止していますが、それは「低濃度であれば無害だと科学的に証明できない」からなのです。

「不都合な真実」には目を向けない

復興庁の「ALPS処理水について知ってほしい3つのこと」は、こうした「不都合な真実」から国民の目をそらすものです。それだけではありません。もっと重要な真実に正面から向き合おうとしていません。

「関係者の理解なしにはALPS処理水を処分しない」との福島県漁連等との約束に反すること、サブドレン及び地下水ドレン運用方針で「トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超える汚染水は希釈せず、タンクに保管する」との規定に反すること、農林水産業者が10年間耐えてながら再生を目指してきた血ののにじむような努力を水泡に帰す可能性が高いことなど最も重要な真実を無視しています。

菅政権は、反対意見がいかにか強くても一方的に政策を決定し、国民には詳しく説明しないという姿勢を貫いています。コロナ対策でも全く同じであり、異論には聞く耳を持たず、後手後手の対策で極めて深刻な医療崩壊状態をもたらしています。

せめて、コロナ禍が収まるまで、トリチウム汚染水の海洋放出に関するすべての動きを凍結し、コロナ禍が終わった段階で、国民的な公開討論会を開いて、改めて廃炉・汚染水政策を見直すべきではないでしょうか。

それでも皆を不安にさせないよう

3 取り除けるものは徹底的に取り除き、大幅に薄めてから海に流します

タンク(約千基)に貯められている水は東京ドーム1杯分。その中のトリチウムは目薬1本分。

その上で、100倍以上大幅に薄めます。トリチウムの濃度は、WHO(世界保健機関)の飲料水基準(注3)の1/7程度になります。

海中のトリチウム濃度は、水道水と同じレベルになります。(注4)

トリチウム以外の放射性物質について、世界共通の安全性確保の考えに基づき設定している規制基準を満たすまで取り除きます。

世界でも既に海に流しています

世界中の原子力施設から、各国の規制基準を守ってトリチウムが海や大気に放出されています。トリチウムが原因と思われる影響は見つかっていません。

1年間のトリチウム放出量を東京電力福島第一原発(想定する最大値)と比較すると、(注5)

- フランスラ・アーク再処理施設 約518倍
- 韓国 古里原発 約4倍

出典:「世界の原子力発電機稼働の概況(2020年度)」(一般社団法人 日本原子力産業協会)を基に復興庁作成

放出するALPS処理水は、放射性物質の分析に専門性のある第三者機関の協力を得てしっかりと検査をし、その結果を公表していきます。

注3) WHOによる飲料水基準(トリチウム): 10,000Bq/L以内
注4) 東京電力のシミュレーションによると、汚染水のレベルを超えることは、おおむね廃炉所近くの漁業制限区域に限られます。
注5) 東京電力福島第一原発で発生した汚染水には、トリチウム以外に高放射能物質の放射性物質が含まれていますが、多核種除去設備等により世界共通の安全基準の考えに基づき設定している規制基準を満たすまで取り除きます。

注6) 1年間のトリチウム放出量(液体) 東京電力福島第一原発(想定する最大値): 22,800千kg/年を下回るレベル
フランスラ・アーク再処理施設: 11,400千kg/年(2018年) 韓国 古里原発: 910千kg/年(2019年)

さらに詳しく知りたい方はこちら

放射線について「タブレット先生の福島今」

処理水について「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生 その先へ

「トリチウム等を含むALPS 処理水の海洋放出方針の再検討を求める署名」

賛同をお願いします

私たち、「原発のない福島を！県民大集会実行委員会」はこれまで、東京電力福島第一原発内で貯まり続ける、トリチウム等を含む ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出に反対する署名への賛同を呼びかけてきました。署名は開始から 1 年間で、福島県内をはじめ、全国、さらには海外からも多くの賛同を得て、45 万筆を越す集約となりました。実行委員会では、多くの方々からいただいた署名を国に提出し、陸上保管等の再検討を求め、海洋放出を行わないよう求めてきました。そして、国や企業の都合ではなく、原発事故の被害を受けた人々の生活を何より優先した対応を求めてきました。しかし、国は、私たちの要請には答えていません。

政府は、2021 年 4 月 13 日、「トリチウム汚染水」の海洋放出方針を決定しました。漁業関係者をはじめとする生産者が、将来にわたる生業の継続を訴えて、海洋放出に限定せず、安全かつ安心を担保する検討を求め、拙速な海洋放出に反対している中での決定です。県民及び関係者と向き合い、出された意見について検討し、理解を得ながら進めるという基本姿勢が欠落しています。

国と東京電力は、2年後の海洋放出に向けて準備を進めています。この海洋放出の問題は、全国さらには太平洋を共有する国々にも及ぶ問題であり、私たちは、国民的課題として透明性を持った説明を行い、生業を立てる生活者の立場から考えていただきたいと訴えてきました。しかし、国の説明はこれまでと変わらず、「安全性」を強調し、政府方針の理解を求めています。生産者の立場や市民、県民の立場に立った対応はなされていません。

このトリチウム等を含む ALPS 処理水の海洋放出は、風評再発の問題のみならず、生産者が廃業の不安や後継者育成へのあきらめを抱くなど、生業が再び奪われる大きな問題です。私たちは、改めてこの署名を行い、方針ありきの海洋放出強行に反対する県民世論をつくり、国の関係省庁及び東京電力に強く要請をしたいと思えます。

多くの皆様の署名へのご賛同をお願いします。

原発のない福島を！県民大集会実行委員会

<署名実施期間>

- 第 1 次集約 2021 年 9 月末（第 1 回の署名提出を 11 月に予定）
- 以降、奇数月の月末を集約日（情勢を分析し署名提出をします。）

<署名の集約先>

「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会事務局

〒 960-8105 福島県福島市仲間町 4-8 ラコパふくしま 4 階
福島県平和フォーラム内 TEL 024-522-6101
FAX 024-522-5580

E-mail fh-forum@gaea.ocn.ne.jp

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
東京電力ホールディングス株式会社社長 様

トリチウム等を含むALPS 処理水の海洋放出方針の再検討を求める署名

政府は、2021年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS 処理水」の海洋放出方針を決定しました。海洋放出については、多くの国民、福島県民が様々な懸念を抱き、反対の意思表示をしています。しかし、これらの懸念や反対意見に対して十分な回答や説明がなされないままに、一方的に海洋放出の方針決定がなされたことは、極めて不誠実です。

さらに、漁業関係者との「関係者の理解なしには如何なる処分も行わない」という約束を反故にし、漁業関係者の強い反対を押しつけて決定したことは、原発事故による大きな被害の上に、さらに「人々に犠牲を押し付けながら廃炉・汚染水対策を進める」という廃炉方針に他なりません。

海洋放出による影響は、「風評」にとどまらず、多くの漁業従事者、生産者に廃業の不安や後継者育成へのあきらめを抱かせるなど、生業が再び奪われる危機的な問題を抱えています。福島県の生産者団体は、「不安や風評被害が発生せず本県漁業・水産業をはじめすべての産業において復興が阻害されず着実に進展していけるということに確信が持てるまでは、海洋放出には反対する。」と表明しています。

ALPS 処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常原発から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違います。国及び東京電力には、2年後の海洋放出の強行をせず、処分方針の再検討を強く求めます。そして、ALPS 処理水の陸上保管を継続し、トリチウムの除去についても積極的に技術開発に取り組み、安全な処理方法の確立と漁業者はもとより国際社会や国民の理解と世論形成を行うことを強く要請します。

【 要 請 事 項 】

- 東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS 処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- ALPS 処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウムの除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

名 前	住 所

呼びかけ団体	取り扱い団体
「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会 問い合わせ先：「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会事務局 960-8105 福島県福島市仲間町4-8 ラコパふくしま4階 福島県平和フォーラム内 TEL 024-522-6101	若狭連帯行動ネットワーク